

令和2年3月6日

保護者 様

伊勢原市教育委員会

臨時休業措置に伴う小学校給食費の返金について（通知）

本市の学校給食事業について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症まん延防止のための臨時休業措置に伴い、3月分の給食が中止となりましたので、次のとおり給食費の返金を行います。

- 1 返金額 単価260円×3月給食実施予定回数
@260円×13回＝3,380円

【単価260円の算出根拠】

給食費月額4,250円×11か月分（8月除く）＝46,750円（給食費年額）
46,750円÷180回（年間実施回数）≒260円

※各月の実施回数は一律では無いため平均年間実施回数で除することで算出

- 2 返金方法 ・保護者様の給食費引落口座へ振り込みます。
（振込手数料は伊勢原市が負担します）
・給食費引落しに使用されている口座を解約される予定のある方は学校へ御相談下さい。
- 3 返金日時 4月中の返金ができるよう金融機関との協議の上、処理を進めますが、準備が整い次第、振り込み日を御案内します。

事務担当は、伊勢原市学校教育課 学校給食係
TEL：0463-74-5224（直通）